|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 請　　　書　　　　　　　　収入印紙  年　　月　　日  様  受注者　住所  氏名　　　　　　　　　　　　　　印   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 工事名 | |  | | 工事場所 | |  | | 工期 | 着工 | 年　　月　　日 | | 完成 | 年　　月　　日 | | 請負代金額 | |  |   上記の工事を次の事項により施工することをお請けします。  １　頭書の工事を頭書の工期内に設計図書等に基づき完成すること。  ２　この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、貴職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。  ３　工事の施工に関して監督員がおかれた場合は、当該監督員の指揮監督に従うこと。  ４　工事の使用材料の品質については、中等の品質を有するものとする。  ５　受注者の責めに帰する理由によって、頭書の完成期日に工事を完了することができないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、遅滞違約金（未済部分の契約金額相当額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額）を支払い、工事を完成すること。  ６　工事が完成したときは、書面で通知し、検査に合格後に引渡しを行うこと。  ７　工事の施工に関して下請契約等の相手方から暴力団等を排除するとともに、暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について遅滞なく発注者への報告及び警察への届出を行うこと。  ８　本書に定めない事項については、必要に応じ、受注者及び発注者が協議の上定めるものとすること。  注　請負代金額の記載方法は、下記のうちのいずれかとする。この場合において、「課税事業者」とは消費税の納税義務がある事業者をいい、「免税事業者」とは消費税の納税義務が免除される事業者をいう。  （１）課税事業者の場合   |  |  | | --- | --- | | 請負代金額  うち取引に係る消費税及び地方消費税額 | 円 | | 円 |   （２）免税事業者の場合   |  |  | | --- | --- | | 請負代金額 | 円 | |

(例)